

# 甲州市森林整備計画

計画期間 自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日

山 梨 県

甲 州 市





## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	9
1	人工造林に関する事項	9
2	天然更新に関する事項	11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	14
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	14
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2	保育の種類別の標準的な方法	15
3	その他必要な事項	16
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17

2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
3	その他必要な事項	20
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	30
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	30
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	30
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	30
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	31
5	その他必要な事項	31
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	31
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	31
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	31
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	31
4	その他必要な事項	32
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	32
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	32
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	33
3	作業路網の整備に関する事項	34
4	その他必要な事項	38
第8	その他必要な事項	38
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	38
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	40

3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	4 1
III	森林の保護に関する事項	4 2
第1	鳥獣害の防止に関する事項	4 2
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	4 2
2	その他必要な事項	4 2
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	4 3
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	4 3
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	4 3
3	林野火災の予防の方法	4 4
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	4 4
5	その他必要な事項	4 4
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	4 4
1	保健機能森林の区域	4 4
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	4 4
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	4 4
4	その他必要な事項	4 5
V	その他森林の整備のために必要な事項	4 5
1	森林経営計画の作成に関する事項	4 5
2	生活環境の整備に関する事項	4 6
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	4 6

4	森林の総合利用の推進に関する事項	46
5	住民参加による森林の整備に関する事項	47
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	47
7	その他必要な事項	47

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、甲府盆地の東部に位置し、西部から南部にかけては山梨市及び笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村及び小菅村、北部は埼玉県秩父市に接し、東部から北部にかけては秩父多摩甲斐国立公園に指定されている大菩薩山系や秩父山系の森林とそこを源とする清らかな河川や溪流を有し、毎年多くの登山者や観光客で賑わっており自然環境保全地区や自然記念物などの貴重な自然を有している。また、大菩薩嶺を源とする重川が南北に、天目山を源とする日川が東西に流れ、各河川によって形成された扇状地に、日本農業遺産に認定された果樹地帯が広がっている。

本市の総面積は26,401haであり森林面積は21,105haで、総面積の79.9%を占めている。森林の所有形態別で見ると、県有林（植樹用貸地含む）が10,421ha（49.4%）、東京都所有林が5,608ha（26.6%）、民有林が5,076ha（24.0%）を占めている。ヒノキ、カラマツを主とした人工林の面積は、10,579haあり、人工林率は50.1%である。

樹種構成はスギが218ha、ヒノキが3,932ha、アカマツが1,291ha、カラマツが4,389haでヒノキ・カラマツが全体の78.7%を占めている。

齢級構成は8齢級以上の人工林が9,098haと全体の8割以上を占め、利用期を迎えた森林の間伐を中心とした整備と適正な管理のため、森林組合を核として施業の集約化を図り、計画的かつ効率的な施業を行うための路網の整備を推進していくことが期待される。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山林や林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯から、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多種多様な森林で構成されていることと、急峻な地形が多いことが特徴である。

林業生産活動が困難な、急峻な地形の森林においては、山地災害防止の為、林地保全を重視した森林整備を推進する必要がある。

また、主に森林組合等の林業経営体による森林整備を進めるほか、森林に対する住民の意識・価値観が多様化して求められる機能が多くなっていることから、市民や企業、NPOとも連携をしながら森林の総合的な利用を促進していく必要がある。企業の森として塩山上小田原地区に甲州市・オルビスの森があり、都市部と地域住民の交流拠点としての利用方法の検討や、森林空間活用を図るための整備が必要である。また勝沼町菱山地区に勝沼ECナビの森があり、都市部住民が森林に触れ合う場としての利活用の検討が必要である。

塩山一ノ瀬地区は、天然生の広葉樹林が広く分布し、溪谷等の自然景観に優

れていることから、柳沢川、一ノ瀬川を経て東京都奥多摩へ流れ下る多摩川水系の重要な水源林地帯として位置づけ、より環境の保全機能を考慮した森林整備が必要である。

塩山竹森地区・大和町日影地区は、昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区に比べて高く、伐期を迎える林分も多く存在することから、計画的な伐採により、適切な森林整備を推進することが求められる。

塩山平沢地区の山間部にザゼンソウ群生地があり、遊歩道が整備されている。自然と親しむ遊歩道の利用及び自然環境の保全の両立を図っていく必要がある。

大菩薩地区は、葛野川揚水発電所上部ダム周辺の森林では水源涵養機能を高める森林整備を進めるとともに、大菩薩嶺を含む国立公園周辺の森林では登山者等が自然と親しむ場としての利用及び自然環境の保全の両立を図っていく必要がある。また、ダム下流域はカラマツを主体とした人工林が多くを占め、林道・林業専用道・森林作業道の基盤整備を図りながら木材生産を促進していく。

勝沼町菱山地区・岩崎地区については、山地災害防止、水源涵養機能を発揮させると共に、林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進することが求められている。

勝沼町勝沼地区は柏尾山に「鳥居焼き」があり、かつては盆の精霊送りとして、現在では収穫祭として古くから伝わる伝統行事である。後世にこの伝統文化を継承していくために周辺森林の保全を図っていく必要がある。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、ユネスコエコパークの目的である生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取組を基本的な理念とする。

森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るとともに、利用期を迎えた森林の間伐を中心とした整備と適正な管理のため、森林組合を核として施業の集約化を図り、計画的かつ効率的な施業を行うための路網の整備を推進する。具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、それぞれの森林に期待されている機能発揮の上から望ましい森林

資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力<sup>しゃへい</sup>や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

### ①水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を実施する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

### ②山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

### ③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ④保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ⑤文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致保存のための保安林の適切な管理を推進することとする。

### ⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮し

た適切な保全を推進することとする。

#### ⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を実施する。この場合、木材資源を需要に応じて安定的に供給するために、積極的に施業の集約化や作業路網の開設、機械化を通じた効率的な森林整備の実施を図るものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、市内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。

そのため、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、県、森林組合、林業経営体、森林所有者等、東京都、森林整備センター、市等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な林業施策を計画的に推進するものとする。

森林施業の中心になる森林組合、林業経営体等は森林所有者等に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。

一方、林道や林業専用道からの距離が近い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、搬出間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き伐りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道とする。

主伐後の伐採跡地の更新は、標準的な人工造林のみではなく、造林コストの縮減等や多様な森林の造成の観点から、コンテナ苗を活用した一貫作業システムの導入や、ぼう芽更新等の天然力を活用した更新も検討し、適確な更新方法を選択する。

人工植栽地については、適時適切な保育・間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合、林業経営体を中心に森林所有者等、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員、林務環境事務所職員、市林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

また、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

さらに、平成31年4月に森林環境税および森林環境譲与税に関する法律が施行され、本市においても森林環境譲与税（以下、「本税」という）が譲与されることとなり、各地区の課題解決のため使途に関する活用方法を定め、森林整備や人材育成、木材の利用促進など本市における林業施業を推進するために本税の活用を図るものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた。

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本市全域	年 40	年 45	年 40	年 40	年 50	年 70	年 30	年 15	年 50

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によること。なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 集材については林地の保全を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に即した方法で行うものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を基準とする。

樹種	生産目標	期待径級（cm）	主伐の時期（年）
スギ	普通材	24	40
	大径材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大径材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大径材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大径材	26	80

### 3 その他必要な事項

①木材等生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することをその主な目的としており、継続的に伐採を行い、木材を生産する必要がある。一方で、木材等生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。

②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の保残に配慮する。また、人工林については強度の抜き伐りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。

③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図る

ため、溪畔林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。

④伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意することとする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、ケヤキ、クリ、キハダ、ミズナラ、カエデ、ヤマザクラ、コナラ、クヌギ

※上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギ、ヒノキを植栽する場合は花粉症対策に資する苗木の選定に努めるものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の対象樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽する。人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は次のとおり定める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ		3,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,300	
シラベ・モミ		3,000	
広葉樹		4,000	

※複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。また、定められた標準的な植栽本数と

大幅に異なる本数を植栽しようとする場合や低密度植栽（疎仕立て）を実施する場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

## イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	<p>伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。</p> <p>傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地ごしらえ」もしくは全刈り地ごしらえの場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地ごしらえ」を行う。</p>
植付けの方法	<p>植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。</p> <p>植栽木に対する獣害のおそれのある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。</p> <p>なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムを検討するとともに、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。</p> <p>(1) 裸苗を植栽する場合</p> <p>活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるために、次のように丁寧に植栽する。</p> <p>①地被物を表土が出るまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる③覆土を穴の上側から崩して被せる④土を踏み固めて植えたあとを平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。</p> <p>(2) ポット苗を植栽する場合</p> <p>ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する。ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じになるように植栽する。</p>

	(3) コンテナ苗を植栽する場合 植栽深は、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとし、過湿地等では根鉢が少々地上に突き出るくらいにする。 乾燥が懸念される場合は、植栽後の根鉢上面に軽く土をかける。
植栽の時期	根が成長を開始する早春が最適である。（特に広葉樹は芽が開かない早春が最適） 遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。 ポット苗、コンテナ苗については、厳冬期・乾燥期を除けば植栽の時期を選ばない。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出において、5ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には現地確認等を実施して天然更新の実施の可否を判断する。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、シラカシ、ミズナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、キハダ、ホオノキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、その他ぼう芽力の強い高木性広葉樹

### (2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/ha

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）の生育をもって更新成立とする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、概ね50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の生長の促進を図る。
植込み	地表処理、刈出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。なお、人工林を針広混交林へ誘導するための施業による天然更新については、保安林の指定施業要件の基準等によることも可能とする。

天然更新完了の判断基準

第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁森林整備部森林計画課作成の天然更新の作成の手引き(解説編)による。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本/ha以上残存している場合は除く。
- ・ササ類が林床を一面に被覆している森林
- ・ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

上記の基準による森林のうち、所在が明らかな森林については該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上の

ものに限る。)とする。

5 その他必要な事項  
該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐  
及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。  
なお、間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉  
の層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをい  
う。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採  
することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の  
初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に  
回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽 本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法（%、本）		
			初回	2回目	3回目	4回目 以降	（間伐率（本数）） 間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～18	19～26	27～32	長 伐 期 施 業	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～22	28～32			(30～40) 800～ 1,000	(35～45) 600～800	
ヒノキ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	16～22	23～29	30～36		(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て （省力化施業）	3,000	18～24	30～36			(20～35) 600～800	(30～40) 500～700	
アカ マツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	4,000	16～20	21～26	27～32		(20～30) 700～900	(30～40) 600～800	(30～40) 300～500
カラ マツ	中仕立て （一般材生産） （長伐期施業）	3,000	14～18	19～26	27～32		(25～35) 700～900	(25～35) 500～700	(30～40) 300～500

※ 長伐期施業：主伐林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす施業

省力化施業：間伐等の回数を減らし、省力化を図った場合の施業

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	10年
標準伐期齢以上（人工植栽に係るもので、樹種を問わない）	15年

## 2 保育の種類別の標準的な方法

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		年1	年2	年3	年4	年5	年6	年7	年8	年9	年10	年11	年12	年13	年14	年15	年20
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1										
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1										
	アカマツ	1	1	1	1	1											
	カラマツ	1	1	1	1	1											
つる切り	スギ									1							
	ヒノキ										1						
	アカマツ							1									
	カラマツ							1									
除伐	スギ										1						
	ヒノキ											1					
	アカマツ										1						
	カラマツ										1						
枝打ち	スギ										1					1	
	ヒノキ										1						1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈	目的樹種の高さが雑草木の丈の約 1.5 倍になるまで、毎年 1 回以上行う。 実施時期は 6 月～8 月上旬を目安とする。	植栽後数年は状況に応じて年に 2 回実施する。 また、植栽後 5 年以降は状況に応じて隔年とすることもできる。
つる切り	下刈終了後、林分が閉鎖するまでの期間に、つる類の繁茂状況に応じて適時行う。 実施時期は 6 月～7 月を目安とする。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。
除伐	下刈終了後から 15 年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について 1～2 回行う。 実施時期は 5～6 月を目安とする。	目的外樹種であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	根元直径が 6 cm 程度の時期に開始し、2 回目以降は下枝径が 6 cm 程度に生長した時期に地際から 4～6 m 程度まで 3～4 回実施する。 一回当たりの枝打ち高さは 1.5 m を目安とする。 実施時期は、樹木の生長休止期の 12 月下旬～3 月上旬を目安とする。	枝打ちは他の保育作業と違い林分成立には必要ないため、左記にとらわれず無節材生産や完満度の高い材の生産、林内光環境の改善、年輪幅の調整、病虫害予防等目的に応じて実施時期・回数を検討する。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

#### (2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施にあたっては、第 3 の 1 に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数(Ry)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数 0.8 を基準とする。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数 = (森林の立木の単位面積当たりの材積) / (樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積)

「参考」 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積

単位：材積 $m^3$ ／h a

樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

( $R_y = 0.8$  となる材積)

(3) 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等

1 及び 3 に定める間伐の基準に照らし、本計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料のとおりとする。

#### 第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法について、富士川上流地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和 52 年 1 月 18 日付け 51 林野計第 532 号 林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、森林経営管理制度における経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の重要な用水源の周辺に在する森林であって、水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表 1 のとおり定めるものとする。

## イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った施業を推進すべき森林の区域を別表 2 に定めるものとする。

### 森林の伐期齢の下限

区域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本市全域	年 50	年 55	年 50	年 50	年 60	年 80	年 40	年 25	年 60

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により、人命・人家等施設への被害を及ぼすおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備など、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

日常生活に密接な関わりを持つ里山等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息している森

林であって、保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能／生物多様性保全機能維持増進森林）

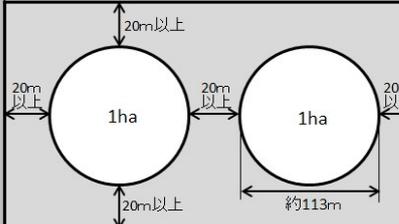
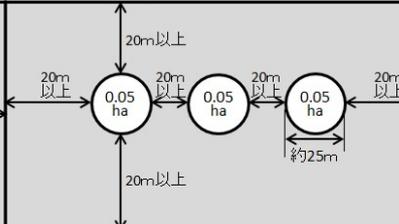
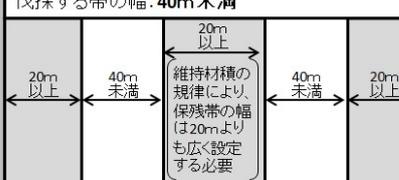
イ 施業の方法

ア①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、ア②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、ア③に掲げる森林においては、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については、樹種別に標準伐期齢の2倍の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

○複層林施業を推進すべき森林における施業の具体例（森林経営計画の基準例）

	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林
伐採率(材積率)	70%以下	30%以下 (伐採後の造林を人工植栽による場合40%)
維持材積	標準伐期齢における立木材積の50%以上	標準伐期齢における立木材積の70%以上
保残帯の幅	20m以上(ただし、伐採率・維持材積に応じて適切に設定)	
伐区の形状	伐区面積: 1ha未満 	伐区面積: 0.05ha未満 
	伐採する帯の幅: 40m未満 	伐採する帯の幅: 10m未満 
間伐の方法	【単層林である場合】 $Ry$ が0.85以上の森林について、 $Ry$ が0.75以下となるよう伐採	
植栽の方法	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、一部又は全部を植栽 【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】標準的な植栽本数を2年以内に植栽	

以下の伐期齢の下限に従った施業及びその他の施業を推進すべき森林を、推進すべき施業の方法ごとに別表 2 に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ・シラベ	その他針葉樹	クヌギ・ナラ類		その他広葉樹
							用材用	その他	
本市全域	年 80	年 90	年 80	年 80	年 100	年 140	年 60	年 30	年 100

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適し、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み、地形等から効率的な施業が可能な森林として、木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域を別表 1 のとおり定める。なお、林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかで林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分である周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

### (2) 施業の方法

生産目標に応じた主伐の時期は、第 1 の 1 に示した主伐時期を目安とする。主伐の方法として皆伐を選択する場合は、伐採面積が 20ha 以下となるようにする。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成になるよう努めるものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

## 3 その他必要な事項

該当なし

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>62～106 林班</p> <p>ただし、以下の小班を除外する</p> <p>(62い 1～6, に 2～7, は 2～5, ほ 1, ろ 1, 63い 1, 3, に 1～3, 5, 8, 12～16, は 2, 4, 6, 8, 10, へ 3, 4, 10～12, ほ 2, 6～11, 64い 4, 8, に 1, 4, は 1, 3, 4, 8, へ 3, 5, ほ 2, 65い 3, 5～10, に 2, 3, 5, は 1, へ 1～5, ほ 1～5, 7, 9, ろ 3, 6, 7, 66い 12, に 1, 4, 11～13, 17, 18, は 1, 67い 1～3, ち 1, 2, 4～8, と 1～3, 6, 7, 9, 10, に 1, 2, 4～6, は 3～7, へ 1, ほ 3, ろ 1, 2, 4, 68い 2, 3, に 1～3, 5, 6, 8, 9, は 1～3, 5, 6, 8, 11, 13, 14, ほ 1, 3, 5, 6, ろ 2, 4～10, 69い 1～7, 9, 12～16, 18, 19, に 1～4, は 1～9, ろ 2～10, 70い 1, に 1, 7, は 1, 2, 4～10, ほ 4, 5, 7, 9, ろ 1～3, 5, 6, 9, 71い 1～5, と 1～7, に 2, 3, へ 1, 3～6, 8～10, 12, ほ 3, 5～7, ろ 1～6, 72い 1, 2, 4, 6, 7, に 1～5, 8, 9, は 3～6, ろ 1, 3, 73か 1, 5, ち 1, 2, 6, と 3, 4, ぬ 1～5, は 1, 3～7, へ 2, 5, ほ 4, り 1～7, 74い 3, か 4, 5, ち 2, 4, 5, と 1, 2, 4, 8, 9, に 1, 4～7, ぬ 1, 2, は 2, 3, へ 5, 14, ほ 1～4, 6, り 1, 2, 4～11, る 1～3, 6～8, ろ 2, 3, わ 1, 2, 11, 75い 2～5, ち 1, 2, 8, と 9, 10, に 1～5, ぬ 1, 4, は 3～5, ほ 2～4, ろ 1～5, 76い 10, ち 3～6, に 1, 4, ぬ 4, 5, は 2～4, 6～9, 12, 15, る 1, 3～7, ろ 1, 2, 4, 5, 77い 4, 5, 8, か 1～3, 5, 6, ち 3, と 2, は 1, 2, へ 5, る 7, ろ 5, 7, わ 2～5, 7, 78い 1～4, 7～11, ち 2, 3, 8, 9, と 2, 4, に 6, 7, ぬ 1, 6, 7, は 2, 3, 6, ほ 1, 3, 4, り 1, 3, 5, 6, る 2, 4, 7, 9, 10, 12, ろ 1, 79い 2～4, 7, 8, ち 1, 2, と 1, 3, 5, 8, に 6, ぬ 1～5, は 1, 10, へ 2, り 1, ろ 2, 3, 80い 1～4, か 1, 2, 5～7, 10, 11, た 2, 3, ち 2, 3, つ 1, と 1, に 1～4, ぬ 4～7, 9, へ 1, ほ 1～3, よ 1, 3, 4, 7, 8, 11, り 9, る 1～6, れ 1～</p>	5,759.53

3, 7, 8, 14, 16, ろ 1, 2, わ 6~9, 81 い 2, 4, に  
 1, 7, 8, 11, は 2, 4, 9, へ 1, ほ 1, 2, 9, 12, り 1, 2, 4  
 ~6, 8, ろ 3, 4, 6, 82 ち 3~6, に 1, 5~7, 9, ぬ 2~  
 5, 7, は 5, へ 1~3, ほ 1~5, り 3~8, ろ 1~4, 83  
 い 1, 8, ほ 6, ろ 1, 3, 4, 6, 84 い 1~3, 6, 11~15,  
 と 2, に 2, 4, 5, は 1, 2, 4, 6~10, へ 1~8, ほ  
 1, 5, 6, ろ 2, 5~7, 9~13, 85 い 1, 5, ち 1~3, 5~  
 18, と 1~3, 5, 7, 10, 11, に 2, 3, ぬ 2, 5, 6, は 2, 4  
 ~6, 15, 16, へ 1, ほ 1, り 1, 2, 5~15, 17, る 5~  
 11, ろ 2~6, 8, 10, 12, わ 1~3, 6, 7, 9, 10, 86 い 1  
 ~4, ち 3, と 6~8, に 3, は 1~7, へ 1, ほ 1~  
 3, 5, 6, 8~12, り 1, る 1~3, ろ 1, 2, 4~6, 87 ほ  
 1, 88 い 1~8, か 1~7, と 1, 2, 4, 6~10, に 1, 3~  
 7, 9~11, ぬ 1~12, 14, は 4~6, 8~10, へ 1~6,  
 ほ 5~9, り 1~4, る 2~8, ろ 1~3, 6, わ 2~  
 6, 89 い 3, 4, 7~11, ち 1~7, 11, と 2~8, に 1~  
 3, 5, 7, 9, 10, は 1~4, へ 1~4, ほ 1~6, ろ  
 1, 3, 4, 6, 8~10, 90 い 8, 11, は 4, へ 3, ろ 3~5, 8  
 ~10, 12, 91 は 7, ほ 5~7, ろ 6, 92 い 2, 9, ち 1,  
 と 8, は 1, 2, 11, 93 い 6, 9, と 7, に 1, 9, は 1, 3  
 ~6, ろ 4, 5, 94 い 3~9, ち 1, 3, 4, 6~9, と 1, 3~  
 7, に 1~17, ぬ 1, は 3~8, へ 1, 2, 4~6, 8, ほ 1  
 ~3, 5~8, 10~12, り 1, 4, 14, 15, ろ 1, 3~5, 95 と  
 1, 2, に 1~6, は 1~4, へ 1~4, ほ 1~3, 96 い  
 2, 3, 5~9, ち 3~6, と 1, 2, 4, 7, 8, に 1, 2, 5, 6, ぬ  
 3~7, は 2, 3, 6~8, へ 2~10, ほ 1~9, り 1~7,  
 ろ 1~5, 7, 97 い 1, 3, 4, 6, 8~12, 16, ち 1, 4~  
 6, 10, と 1, 2, 4, に 2~6, 8, ぬ 1, 2, 6, へ 1, ほ 1  
 ~3, 5, 10, り 1~4, ろ 2~4, 98 い 1, 3, 11, ち  
 1, 2, と 1, に 1~3, ぬ 2, は 1, 5, へ 5, 6, ほ  
 1, 2, 6, り 1, 4, 5, る 1, ろ 8, 99 い 12, 13, へ  
 1, 5, 6, 10, 13, ほ 3, 5, 8, 100 い 1, 2, 4, 5, 8, ち 2~  
 4, 6, 9, 10, に 1, は 2~5, ろ 1, 3, 101 い 1~  
 3, 7, 9, 11, ろ 7, 102 は 11, ろ 1~7, 103 い 1~  
 3, 6, 7, 10~12, に 2~5, 7, 8, は 3, 4, 11, 12, へ 1,

			ほ 2~4, ろ 1~5, 7~16, 104 い 1, 4, に 1, 5, は 6, 105 い 2, 3, と 1, 2, 4, 5, に 2~4, は 1, 2, へ 3, 4, 6~9, ほ 1~4, 6~8, 10, ろ 1~3, 106 い 6, 7, に 9, へ 1, ほ 5, ろ 3, 5)	
		民有林 (㉔)	1~4, 9, 10, 14~26, 101~163, 201~204, 206~209, 301~317, 901 林班 ただし、以下の県行分収林を除く。 県行分収林 林班(台帳番号) 208(113), 310(858)	10,488.85
			小 計	16,248.38
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林 (㉕)	(62 い 1~6, に 2~7, は 2~5, ほ 1, ろ 1, 63 い 1, 3, に 1~3, 5, 8, 12~16, は 2, 4, 6, 8, 10, へ 3, 4, 10~12, ほ 2, 6~11, 64 い 4, 8, に 1, 4, は 1, 3, 4, 8, へ 3, 5, ほ 2, 65 い 3, 5~10, に 2, 3, 5, は 1, へ 1~5, ほ 1~5, 7, 9, ろ 3, 6, 7, 66 い 12, に 1, 4, 11~13, 17, 18, は 1, 67 い 1~3, ち 1, 2, 4~8, と 1~3, 6, 7, 9, 10, に 1, 2, 4~6, は 3~7, へ 1, ほ 3, ろ 1, 2, 4, 68 い 2, 3, に 1~3, 5, 6, 8, 9, は 1~3, 5, 6, 8, 11, 13, 14, ほ 1, 3, 5, 6, ろ 2, 4~10, 69 い 1~7, 9, 12~16, 18, 19, に 1~4, は 1~9, ろ 2~10, 70 い 1, に 1, 7, は 1, 2, 4~10, ほ 4, 5, 7, 9, ろ 1~3, 5, 6, 9, 71 い 1~5, と 1~7, に 2, 3, へ 1, 3~6, 8~10, 12, ほ 3, 5~7, ろ 1~6, 72 い 1, 2, 4, 6, 7, に 1~5, 8, 9, は 3~6, ろ 1, 3, 73 か 1, 5, ち 1, 2, 6, と 3, 4, ぬ 1~5, は 1, 3~7, へ 2, 5, ほ 4, り 1~7, 74 い 3, か 4, 5, ち 2, 4, 5, と 1, 2, 4, 8, 9, に 1, 4~7, ぬ 1, 2, は 2, 3, へ 5, 14, ほ 1~4, 6, り 1, 2, 4~11, る 1~3, 6~8, ろ 2, 3, わ 1, 2, 11, 75 い 2~5, ち 1, 2, 8, と 9, 10, に 1~5, ぬ 1, 4, は 3~5, ほ 2~4, ろ 1~5, 76 い 10, ち 3~6, に 1, 4, ぬ 4, 5, は 2~4, 6~9, 12, 15, る 1, 3~7, ろ 1, 2, 4, 5, 77 い 4, 5, 8, か 1~3, 5, 6, ち 3, と 2, は 1, 2, へ 5, る 7, ろ 5, 7, わ 2~5, 7, 78 い 1~4, 7~11, ち 2, 3, 8, 9, と 2, 4, に 6, 7, ぬ	5,759.53

		<p>1, 6, 7, は 2, 3, 6, ほ 1, 3, 4, り 1, 3, 5, 6, る  2, 4, 7, 9, 10, 12, ろ 1, 79い 2~4, 7, 8, ち 1, 2, と  1, 3, 5, 8, に 6, ぬ 1~5, は 1, 10, へ 2, り 1, ろ  2, 3, 80い 1~4, か 1, 2, 5~7, 10, 11, た 2, 3, ち  2, 3, つ 1, と 1, に 1~4, ぬ 4~7, 9, へ 1, ほ 1~  3, よ 1, 3, 4, 7, 8, 11, り 9, る 1~6, れ 1~  3, 7, 8, 14, 16, ろ 1, 2, わ 6~9, 81い 2, 4, に  1, 7, 8, 11, は 2, 4, 9, へ 1, ほ 1, 2, 9, 12, り 1, 2, 4  ~6, 8, ろ 3, 4, 6, 82ち 3~6, に 1, 5~7, 9, ぬ 2~  5, 7, は 5, へ 1~3, ほ 1~5, り 3~8, ろ 1~4, 83  い 1, 8, ほ 6, ろ 1, 3, 4, 6, 84い 1~3, 6, 11~15,  と 2, に 2, 4, 5, は 1, 2, 4, 6~10, へ 1~8, ほ  1, 5, 6, ろ 2, 5~7, 9~13, 85い 1, 5, ち 1~3, 5~  18, と 1~3, 5, 7, 10, 11, に 2, 3, ぬ 2, 5, 6, は 2, 4  ~6, 15, 16, へ 1, ほ 1, り 1, 2, 5~15, 17, る 5~  11, ろ 2~6, 8, 10, 12, わ 1~3, 6, 7, 9, 10, 86い 1  ~4, ち 3, と 6~8, に 3, は 1~7, へ 1, ほ 1~  3, 5, 6, 8~12, り 1, る 1~3, ろ 1, 2, 4~6, 87ほ  1, 88い 1~8, か 1~7, と 1, 2, 4, 6~10, に 1, 3~  7, 9~11, ぬ 1~12, 14, は 4~6, 8~10, へ 1~6,  ほ 5~9, り 1~4, る 2~8, ろ 1~3, 6, わ 2~  6, 89い 3, 4, 7~11, ち 1~7, 11, と 2~8, に 1~  3, 5, 7, 9, 10, は 1~4, へ 1~4, ほ 1~6, ろ  1, 3, 4, 6, 8~10, 90い 8, 11, は 4, へ 3, ろ 3~5, 8  ~10, 12, 91は 7, ほ 5~7, ろ 6, 92い 2, 9, ち 1,  と 8, は 1, 2, 11, 93い 6, 9, と 7, に 1, 9, は 1, 3  ~6, ろ 4, 5, 94い 3~9, ち 1, 3, 4, 6~9, と 1, 3~  7, に 1~17, ぬ 1, は 3~8, へ 1, 2, 4~6, 8, ほ 1  ~3, 5~8, 10~12, り 1, 4, 14, 15, ろ 1, 3~5, 95と  1, 2, に 1~6, は 1~4, へ 1~4, ほ 1~3, 96い  2, 3, 5~9, ち 3~6, と 1, 2, 4, 7, 8, に 1, 2, 5, 6, ぬ  3~7, は 2, 3, 6~8, へ 2~10, ほ 1~9, り 1~7,  ろ 1~5, 7, 97い 1, 3, 4, 6, 8~12, 16, ち 1, 4~  6, 10, と 1, 2, 4, に 2~6, 8, ぬ 1, 2, 6, へ 1, ほ 1  ~3, 5, 10, り 1~4, ろ 2~4, 98い 1, 3, 11, ち</p>	
--	--	--	--

		<p>1, 2, と 1, に 1~3, ぬ 2, は 1, 5, へ 5, 6, ほ  1, 2, 6, り 1, 4, 5, る 1, ろ 8, 99 い 12, 13, へ  1, 5, 6, 10, 13, ほ 3, 5, 8, 100 い 1, 2, 4, 5, 8, ち 2~  4, 6, 9, 10, に 1, は 2~5, ろ 1, 3, 101 い 1~  3, 7, 9, 11, ろ 7, 102 は 11, ろ 1~7, 103 い 1~  3, 6, 7, 10~12, に 2~5, 7, 8, は 3, 4, 11, 12, へ 1,  ほ 2~4, ろ 1~5, 7~16, 104 い 1, 4, に 1, 5, は  6, 105 い 2, 3, と 1, 2, 4, 5, に 2~4, は 1, 2, へ  3, 4, 6~9, ほ 1~4, 6~8, 10, ろ 1~3, 106 い 6, 7,  に 9, へ 1, ほ 5, ろ 3, 5)</p>	
	<p>県行分収林 (林班、台帳番号)</p> <p>2 1788, 1862, 1923, 1924  1987, 2069, 2070</p> <p>4 567, 568, 1786, 1787, 2032</p> <p>10 348, 506, 652, 930</p> <p>11 507, 931, 1185, 1186, 1309, 1310, 1587</p> <p>12 1311, 1312</p> <p>13 839</p> <p>17 21</p> <p>18 5033</p> <p>19 226, 1588, 1789</p> <p>23 227, 278, 285, 350, 1192, 1193,  1313, 1314, 1443</p> <p>24 1048, 1049, 1050, 1051, 1187, 1188, 1189,  1190, 1315, 1316, 1445</p> <p>25 116, 349, 569, 741, 1191, 1444, 1446,  1447, 1448, 1589, 1590, 1704</p> <p>201 757, 1077</p> <p>202 951, 1074, 1075, 1076  1337, 1338, 1468, 1469</p> <p>204 1214, 1340, 1341</p> <p>206 853, 952, 953, 1472</p> <p>208 56, 331, 1479</p> <p>209 1213, 1342, 1477, 1478, 1617,  1618, 1619, 1717, 1718, 1719,</p>	595.01	

		1720, 1721, 1802, 1803, 1804, 1805, 1870, 1871, 1989	
		210 1215, 1216, 1217, 1343, 1344, 1473, 1474, 1475, 1476, 1611, 1612, 1613, 1614, 1615, 1616, 1715, 1716, 1722, 1801, 1869	
		302 437, 1078	
		304 1620, 1873, 2113, 2146	
		305 1346, 1872, 1932, 1933	
		306 581	
		307 4, 19, 346	
		308 111, 171, 221, 264, 288	
		309 509, 510, 760, 856, 957, 1348	
		310 854, 855, 956, 1079, 1480, 1481	
		311 663, 664, 759, 857, 954 955, 1220, 1347	
		314 225, 310, 347, 383, 436, 1218, 1345	
		315 508, 582, 662	
		317 203, 758, 1219	
		小 計	6,354.54
快適な環境 の形成の機 能の維持増 進を図るた めの森林施 業を推進す べき森林	県有林 (㉟)		
	民有林 (㉞)		
	小 計		
保健文化機 能の維持増 進を図るた めの森林施 業を推進す べき森林	県有林 (㉟)	64ニ 1,ハ 1,2,ロ 1,71ハ 1,77ほ 1,87に 11,88は 1,ほ 2,90ち 1,と 1~5,7,は 2,へ 1,2,ほ 2,ニ ,ホ ,91い 3,4,に 3,ろ 4,イ , ニ ,ハ ,92り 6,8,ろ 5,8,ロ ,93い 1,へ 3,ほ 2,ハ ,94ぬ 3,イ ,95い 1,97か 1,4,わ 6~8, へ ,ホ ,98い 6,わ 1~7,9~14,ト 1,ロ ,99い	443.78

			1~11, に 1, 2, 7~17, ぬ 3, る 4, ニ , ハ , 100 い 7, に 4, イ , ロ , 101 に 1, 2, 5~10, ほ 1~7, 9, 10	
			5 林班 1962-4, 1985-2, 1983-5, 2247-1 2247-2, 2247-132, 2247-164 2247-168, 2247-131, 2247-147 2247-148, 2247-154, 2247-153 2247-155 203 林班 5504-13, 5504-5, 5504-14, 5504-15, 5504-11, 5504-10, 5504-8, 5504-1, 5504-25, 5504-23, 5504-22, 5504-26, 5505-7, 5505-10, 5505-8, 5505, 15505-9, 5505-11 5505-5, 5505-3, 5505-4, 5505-8 5505-9, 5504-4, 5502-1, 5502-2 5503-1, 5503-3, 5504-7 の一部 5504-16 の一部, 5504-17 の一部 5504-18 の一部, 5395-6 の一部 5501-3 の一部, 5501-1 の一部 307 林班 5144, 5141-2, 5141, 5140, 5141-3 5139-1, 5136, 5137-1, 5137-2, 5134-2, 5134-1, 5134-12, 5139-2, 5133-1, 5133-15, 5133-12, 308 林班 243-2, 244-2, 183, 250-4, 250-5, 476-2, 476-3, 467-1, 466-1, 462 -1, 462-2, 458-1, 713-1, 713-2, 508	140.00
			小 計	583.78
	うち生物 多様性保 全機能の	県有林 (㉞)	90 ち 1, と 1~5, 7, ニ, ホ, ほ 2, 91 イ, い 3, 4, ハ	110.48

	維持増進 を図るた めの森林 施業を推 進すべき 森林	民 有 林 ( <sup>◎</sup> )		
		小 計		110.48
	木材の生産 機能の維持 増進を図る ための森林 施業を推進 すべき森林	県 有 林	62～106	9,771.51
		民 有 林	1-26, 201-210, 301-317, 901 林班	5,543.59
		小 計		15,315.10
	うち特に 効率的な 施業が可 能な森林	県 有 林		
		民 有 林		
		小 計		

※県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる。

※民有林は、富士川上流地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林

【別表 2】

施業の方法		森林の区域		面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき 森林	県 有 林	別表 1 : 県有林 (a) に示す区域全 て		5,759.53	
	民 有 林	別表 1 : 民有林 (a) に示す区域全 て		10,488.85	
		小 計		16,248.38	
長伐期施業を推進すべき 森林	県 有 林				
	民 有 林	別表 1 : 民有林 (d) に示す区域全 て		140.00	
		小 計		140.00	
複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業 を推進すべ き森林 (択伐 によるもの を除く)	県 有 林	別表 1 : 県有林 (b) 及び (d) に 示す区域全て (ただし、(d) のうち (e) の区域を除く)	5,649.05	
		民 有 林	別表 1 : 民有林 (b) に示す区域 全て	595.01	
			小 計	6,244.06	
	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	県 有 林	別表 1 : 県有林 (e) に示す区域全 て		110.48
		民 有 林			
			小 計		110.48
特定広葉樹の育成を行う施 業を推進すべき森林	県 有 林				
	民 有 林				
		小 計			

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市の森林面積の約50%を占める私有林の多くは5ha未満の小規模で、かつ分散的である。また森林所有者の不在村化、世代交代の進行等により、施業に無関心な森林所有者が増加し、境界のわからない森林も急速に増加しており、このままでは森林の有する公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される。

これらの森林においては、適切な施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、森林総合監理士（フォレスター）、及び市職員等が参加する会合を開催する。この中で、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図り、意欲と実行力のある森林組合等の林業経営体が森林所有者等から委託を受けて、集約化を促進するものとする。

また、森林施業の合理化を図るため、県、市町村、森林組合等の林業経営体を中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林、森林整備センターとの緊密な連携体制の構築に取り組む。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林組合等の林業経営体が長期の施業等の委託を受け、森林の施業又は経営を進めていく。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画を作成して計画的な施業の実施につなげる。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等の林業経営体と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結することとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な権限が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意す

る。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業経営体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進するものとする。これにあたっては、集落単位で森林所有者等、集落リーダー、森林組合等の林業経営体職員、林業普及指導員、森林総合監理士（フォレストナー）及び市職員等が参加する会合を開催し、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図ることとする。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化にあたっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者等に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すものとする。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）

は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするものとする。

②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にするものとする。

③共同施業実施者の一部の者が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にするものとする。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	40 以上	70 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	35 以上	50 以上	85 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	25<15>以上	35<35>以上	60<50>以上
	架線系 作業システム	20<15>以上	0 以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注) <>書きは広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路面密度

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムは、表1及び表2を参考例として、現地の状況や経営形態等を勘案して選択するものとする。

表1 低コスト作業システムの分類例

①	ハーベスタ+（グラップル）+フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル（ウィンチ）木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+（グラップル）+スキッド+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+（フォワーダ）	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+（フォワーダ）	

表2 低コスト作業システム選択表

地形	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
緩	中	③	車両系
		④	
中	密	②	車両系
		⑤	
	中	③	架線系
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

## 2 路網の整備と併せて効率的な施業を推進する区域に関する事項

本計画の期間内に作業路網等整備と併せて効率的な施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定める。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線名	開設予定 延長(m)	対凶 番号	備 考
県有林 68 林班	98	鈴庫山 1 号支線	2,000	(1)	

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本とした山梨県林業専用道作設指針に則り開設することとする。

##### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、別表のとおりとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、 林班 等)	路線名	延長 (km) 及び 箇所 数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対凶 番号	備 考
開設	自動車道	林道		大洞沢	0.3	98		1	
〃	〃	〃		大見山	0.3	101		2	
〃	〃	〃		思若美	0.3	73		3	
〃	〃	〃		大ダル	0.8	152		4	
〃	〃	〃		高芝	0.5	120	○	5	
〃	〃	〃		日川左岸	4.1	159	○	6	

〃	〃	〃		石丸湯ノ沢	1.0	1,500	○	7	
〃	〃	林業専用道		日川 2 号支線	2.0	120	○	8	
〃	〃	〃		一の平 1 号支線	2.5	150	○	9	
〃	〃	〃		日川左岸 1 号支線	1.5	85		10	
〃	〃	〃		砥山 1 号支線	2.0	120		11	
〃	〃	〃		鈴庫山 1 号支線	1.2	105	○	12	
開設計				12	16.5	2,783			
開設 (改築)	〃	林道		菱山深沢	(0.2)	876			
〃	〃	〃		砥山	(0.2)	217			
〃	〃	〃		泉水横手山	(0.5)	2,678			
開設 (改築)計				3	(0.9)	3,771			
拡張 (改良)	自動車道	林道		京戸岩崎山	0.2	860	○		
〃	〃	〃		菱山深沢	0.2	1,102	○		
〃	〃	〃		大蔵沢大鹿	0.3	1,224	○		
〃	〃	〃		鈴庫山	0.2	1,989	○		
〃	〃	〃		土室日川	0.1	1,813			
〃	〃	〃		嵯峨塩深沢	0.2	512	○		
〃	〃	〃		焼山沢真木	0.5	939	○		
〃	〃	〃		一の平	0.2	218			
〃	〃	〃		竹森	0.1	365	○		

〃	〃	〃		日川	0.3	696	○		
〃	〃	〃		小屋敷	0.2	366			
〃	〃	〃		源次郎	0.4	486	○		
〃	〃	〃		大滝	0.1	62			
〃	〃	〃		大志戸支線	0.1	44			
〃	〃	〃		大志戸	0.2	413	○		
〃	〃	〃		雨沢	0.1	98			
〃	〃	〃		小路	0.1	202			
〃	〃	〃		八久保	0.8	58			
〃	〃	〃		棚小屋	0.1	276			
〃	〃	〃		古部土地	0.1	118			
〃	〃	〃		徳波	0.1	91			
〃	〃	〃		滑沢	0.2	256			
〃	〃	〃		松田	0.2	240			
〃	〃	〃		菖蒲沢	0.1	139			
〃	〃	〃		高芝	0.3	406	○		
〃	〃	〃		砥山	0.2	217	○		
〃	〃	〃		一之瀬	0.2	1,878			
〃	〃	林業専用道		日川1号支線	0.5	113	○		
〃	〃	〃		嵯峨塩深沢1号支線	0.5	150	○		
〃	〃	〃		砥山1号支線	0.5	160	○		
拡張				30	7.3	15,491			

(改良)計									
拡張 (舗装)	自動車道	林道		土室日川	0.2	1,813			
〃	〃	〃		京戸岩崎山	0.8	860			
〃	〃	〃		大蔵沢大鹿	0.5	1,224			
〃	〃	〃		竹森	3.0	365			
〃	〃	〃		日川	0.4	696			
〃	〃	〃		小屋敷	0.2	366			
〃	〃	〃		砥山	0.5	217			
〃	〃	〃		焼山沢真木	0.5	939			
〃	〃	〃		源次郎	0.2	486			
〃	〃	〃		大藤	0.2	196			
〃	〃	〃		松田	0.2	240			
〃	〃	〃		菖蒲沢	0.2	139			
〃	〃	〃		上条平沢	0.2	115			
〃	〃	〃		大滝	0.2	62			
〃	〃	〃		棚小屋	0.2	276			
〃	〃	〃		古部土地	0.2	118			
〃	〃	〃		徳波	0.2	91			
拡張 (舗装)				17	7.9	8,203			

- ※1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。
- 2 拡張にあたっては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。
- 3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

- 4 位置欄は、字、林班等を記載する。
- 5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。
- 6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の計画箇所欄に○印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
- 9 かがりが付された項目の記載は任意とする。
- 10 対図番号については富士川上流地域森林計画による。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

木材の効率的かつ継続的な搬出には、森林作業道の整備が不可欠である。本市ではこれまでも作業路網の開設に積極的に取り組んできたところであるが、今後、高性能林業機械の導入を図り、より効率的な施業を行うため、これまで以上に森林作業道の整備に取り組むこととする。

開設にあたっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、丈夫で簡易な（維持修繕コストがかからない）規格・構造とする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

##### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業の担い手の確保と育成のため、県及び山梨県林業労働センターと連携して森林組合の作業班及び林業経営体の従業員の新規雇用及び育成を推進する。

## (2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

### ① 林業労働者の育成

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努めることとする。

また、施業の集約化に向け、森林組合等の林業経営体が、施業方針や事業収支等の施業プランを森林所有者等に提案するとともに、効率的な森林施業を提案できる森林施業プランナーや高性能林業機械を活用した素材生産や丈夫で簡易な森林作業道を地形・地質等の条件に応じて作設できるオペレーターの養成を支援する。

### ② 林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は現状では大きく増加することは期待できないため、林業の担い手として森林組合等の林業経営体への期待が大きくなっている。林業後継者を育成する環境づくりとして、森林組合等の林業経営体が認定事業主制度や森林整備担い手対策基金の活用により事業の合理化を促し、通年雇用の確立や安定的な収入の確保による労働環境の改善、経営基盤の強化を図るとともに、林業に関する基本的な知識と技術を習得するための「緑の雇用」事業等の活用により、新規就労者の育成を推進する。

なお、林業後継者の活動の拠点となる施設の整備については、次表のとおりである。

#### 活動拠点施設の整備

施設の種類	位置	規模	利用組織	対図番号	備考
体験施設	上萩原地区	1 7 2 m <sup>2</sup>	一般市民等	①	木工芸館
交流施設	赤尾地区	1 7 5 m <sup>2</sup>	林業関係団体等	②	林業総合センター
体験施設	田野地区	9, 7 9 9 m <sup>2</sup>	一般市民等	③	大和自然学校

(3) 林業経営体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合等の林業経営体においては、森林所有者等との森林経営受委託契約による事業量を確保し就労の安定化を図るものとする。

また、従業員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

市内の林業経営体は、チェーンソー、林内作業車、小型集材機による作業が一般であり、その生産性は高いとは言えない状況にある。このような状況の中、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする作業システム等を勘案し機械化の促進に努めるものとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー + ハーベスタ
造 材	市内一円	チェーンソー	チェーンソー + プロセッサ (又はハーベスタ)
集 材	市内一円	林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機 スイングヤーダ ウインチ付グラップル フォワーダ

(3) 林業機械化の促進方策

① 施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行うものとする。

② 高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道路の整備を行うものとする。

③ 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図るものとする。

- ④林業普及指導員、森林総合監理士（フォレスター）等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行うものとする。
- ⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用の検討を行うものとする。
- ⑥場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行うものとする。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通に対する施策としては、公共建築物等の木造化・木質化を推進するとともに、木質バイオマスエネルギーとして製材の端材や未利用間伐材等を加工したチップ・ペレットの利用促進を図るものとする。

また、製材所等への安定的な木材の供給の流れを作ると共に、施業の集約化を進め森林経営計画を作成することにより、伐採可能な森林資源量の把握と、計画的な伐採の実施を支援する。

#### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備状況

施設の種類	現 状			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
チップ等製造施設	上粟生野	1棟	△ 1				
チップ等製造施設	塩山竹森	1棟 487 m <sup>2</sup>	△ 2				

※公共事業で整備した施設を掲載した。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとする。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれのある森林であって、人工林を基本とし、別表3のとおりとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び植栽木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとする。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

※1 防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

※2 鳥獣害防止対策の実施にあたっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

別表3

対象獣害の種類	森林の区域		面積(ha)
ニホンジカ	県有林	62～67, 69～71, 73～78, 80～86, 88～96, 98, 99, 103, 105, 106 林班	17, 538. 17
	民有林	1, 2, 6, 9, 11, 13～26, 101～163, 201～209, 301～304, 314～317, 901 林班	

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認について

ては、必要に応じて現地調査によるほか、区域内で森林施業を行う林業経営体や森林所有者からの情報収集等により行うものとする。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

松枯れ被害対策については、森林病虫害等防除法に基づいて被害の発見や防除に努める。具体的には、高度公益機能森林及び甲州市松くい虫被害対策地区実施計画に定める地区保全森林といった保全すべき松林については樹幹注入や伐倒駆除を実施する。地区被害拡大防止森林については松枯れ被害を受けないヒノキ等に樹種転換を図ることとする。

特に、本市の塩の山は郷土の景観の一部として古くより市民に親しまれ、歴史的にも有名な松林が広がっている。高齢級のマツを中心に被害が続発しているため、被害木の伐倒駆除を実施し、被害地域の拡大防止を図り、塩の山の赤松を末永く保存していく。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、県内では令和元年に被害発生を確認し、本市における被害発生が懸念されるため、被害木を早期発見できるように、特に被害の発見しやすい梅雨明けから9月頃にかけて巡視活動を行うなど、被害調査の強化に努める。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うこととする。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止や早期発見等のため、県や森林組合、森林所有者との情報の共有など、連携に努めることとする。また、塩の山の赤松の保全については、塩の山赤松を守る会と連携して実施する。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

近年、市内の里山地域で、シカやクマ等の獣害が多発しており、農林業に与える影響が甚大となっている。

補助事業を有効に活用し、防護柵の設置等の植栽木の保護対策、藪の刈り込

み、里山林の除伐、間伐による見通しの確保を実施し、被害の拡大を防止することとする。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを関係団体にも協力してもらい実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努めるものとする。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、森林法、関係法令を遵守する。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

地区被害拡大防止森林

森林の区域	備考
民有林 4, 6, 7, 22～24, 208～210, 315～317林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

#### (2) その他

該当なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

#### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

#### (2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項  
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班		区域面積 (ha)
松里	県有林	62～67 林班	1,146.94
	民有林	1～3, 901 林班	
玉宮	県有林	68～72 林班	1,321.82
	民有林	4～10 林班	
小田原	県有林	73～76 林班	1,609.20
	民有林	11～16 林班	
神金・大藤	県有林	77～81 林班	2,106.21
	民有林	17～23 林班	
牛奥・菱山	県有林	82～86 林班	2,249.26
	民有林	24, 25, 201～207 林班	
日川上流	県有林	88～95 林班	1,997.05
	民有林	なし	
日川中流	県有林	87, 96～98 林班	1,870.00
	民有林	301～308 林班	
田野・丸林	県有林	99～102 林班	1,737.02
	民有林	309～313 林班	
岩崎・日影	県有林	103～106 林班	1,357.55

	民有林	208～210, 314～317 林班	
鶏冠山	県有林	なし	1,511.99
	民有林	101～116 林班	
一ノ瀬高橋	県有林	なし	1,898.17
	民有林	117～136 林班	
二ノ瀬・三ノ瀬	県有林	なし	2,299.80
	民有林	26, 137～163 林班	

※ ここでいう民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

## 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備の担い手を確保するためには、生活の基盤となる生活環境施設の整備や地域外からの新規就労者の受け入れ体制の整備、定住促進や都市との交流を含めた地域の活性化が必要である。そのために、都市部の市区等と交流協定を結び、定期的な交流を図り森林を中心とした山村体験ツアーを実施すること等により、特産品の宣伝、販売を行い農林産物の収入増を図る。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

塩山神金地区、勝沼町菱山地区及び大和町日影地区において、地元小学校が地元住民、保護者ととともに除伐、枝打ち、下草刈り作業を通じて森林の保全、整備の体験学習や自然観察をすることによって、自然や環境に対する理解を深めていく。また、秩父多摩甲斐国立公園内の県有林89～93林班約1,200haが森林文化の森「大菩薩の森」として指定されており、県・市などが協力しながら森林体験イベントを実施していく。

### 森林の総合利用施設の整備状況

施設の種類	現 状		対図番号	備考	
	位置	規模			
甲州市塩山 ふれあいの森 総合公園	小屋敷 地区	区域	16ha	▽ 11	
		昆虫の森	7ha		
		薬草園	0.5ha		
		花木園	0.6ha		
		芝生冒険広場	0.6ha		
		ひょうたん池	0.3ha		
		便所	3箇所		

	展望台	1箇所	
--	-----	-----	--

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

本市では、里山に近い三つの小学校で緑の少年少女隊が結成されており地元地区の緑化に貢献している。さらに市民はもとより県内県外をはじめとした登山者や観光客に対してふるさとへの愛着や森林の大切さの心を育むため、森林・林業体験を推進する。

また、甲州市里山創造推進協議会のもと、甲州市・オルビスの森では市民や企業等との協働による森づくりを10年間行い荒廃森林の再生が行われた。今後は都市部との交流を深め森林整備の必要性について普及啓発を図るとともに森林空間利用の場として活用を進めていく。また、主伐・間伐した木材については木育を目的とした木製品として利活用していく。

企業の森である勝沼ECナビの森については、菱山財産区と株式会社VOYAGE GROUP共同で活動を行っている。住民が主体となって都市部との交流を深める場として実施しており今後も交流拠点としての活用を進めていく。

### (2) 上下流連携による取組みに関する事項

なし

### (3) その他

なし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、森林経営管理事業を推進していく。

## 7 その他必要な事項

### (1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### ア 保安林内における施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その

主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものには禁伐とする。)</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
土砂流出防	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著し</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本</p>

備保安林	<p>く土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>また、地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
保健	<p>1) 原則として択伐とする。</p> <p>但し、伐採すればその</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適</p>

<p>保安林</p>	<p>伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
------------	---	--	--

注)

- 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。
- 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

- (1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。
- (2) 伐採跡地につき植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$V_o - V_s \times (7/10)$$

V o

V o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね 1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000 本を超えるときは、3,000 本とする。

$$\text{基準となる植栽本数} = 3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は甲州市森林整備計画で定める標準伐期齢による。

#### イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第 44 条で定められた場合を除く。

#### ウ 自然公園内の施業方法

##### ① 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
--------	-------------

特 保 護 地 区 別	<p>禁伐とする。</p> <p>但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。</p>
第 一 種 特 別 地 域	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第 二 種 特 別 地 域	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2 ha以内とする。</p> <p>但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。</p>
第 三 種 特 別 地 域	<p>第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

② 県立自然公園区域内の施業方法

該当なし。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施行の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。</p> <p>(2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>(3) 伐根の掘り起こしは原則禁止とする。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度及び更新方法	<p>森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。</p>

#### オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要

である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>原則として伐採種の指定はしない。</p> <p>但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。</p> <p>また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>
伐採の限度	<p>単木択伐、立木竹の本数において20パーセント以下の間伐とする。</p>

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

①景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率10%

b その他の場合：択伐対象面積300㎡

②自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届

出が必要である。

### ③自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第46条及び山梨県自然環境保全条例第13条第3項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障の及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

### ④歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

<山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準>

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率 10%

b その他の場合：伐採対象面積 300㎡

## (2) 施業の技術及び知識の普及・指導

市林務担当課、峡東林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

## (3) 森林環境譲与税の使途に関する基本方針

### ア 本税の活用に関する基本的な活用施策

- ①間伐や林内の施業に必要な林内路網整備等を実施することにより、水源の涵養などの環境保全や災害防止等を図る。
- ②森林、林業の人材育成・担い手対策を進める。
- ③本市の実行体制の充実を進める
- ④木材利用の促進を図る
- ⑤森林、林業についての普及啓発を図る

### イ 事業の優先度

本税の使途は多岐にわたるが森林整備への効果が高いものを優先することが適当であるため、地域の実情を加味し当面は以下の優先順位を基準として活用する。

【優先順位】

【高】①森林整備の促進

【中】②木材利用の促進、③本市の実行体制整備、  
④人材育成・担い手の確保

【低】⑤森林の有する公益的機能に関する普及啓発

ウ 用途に関する留意事項

①森林整備の促進

本計画Ⅱ第5-4「森林経営管理制度の活用に関する事項」に基づき、森林整備に充てるほか、自然環境・歴史文化の保全や果樹農業の保全のための森林整備などに充てる。作業路網の補修など既存の事業では十分な対応が出来ない場合に本税を充当するなど、本税の活用を検討していく。

②木材利用の促進

市の公共施設の整備や更新時に県産材を活用した木質化、市内保育園、学校施設等の机・いす等の木質化、果樹農業に付随した木材製品の導入等、公益性・公共性の高い取組に対して充てる。

③市の実行体制整備

森林整備を円滑に推進するため、アドバイザーの雇用や、林務担当職員の技術力向上にかかる研修、本税関連事業の執行上必要となる謝金や庁内検討会の運営費及び森林整備に付随する備品などの経費に充てる。

④人材育成・担い手の確保

森林整備を円滑に推進するためには、林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上やICT技術の導入が不可欠となる。このため、これらの対策に要する経費に充てる。

⑤森林の有する公益的機能に関する普及啓発

市民や都市住民への森林整備の理解醸成に必要な普及啓発活動(木育活動を含む)に要する経費に充てる。

⑥検討会等

本税の用途については、原則上記①～⑤とするが、必要に応じて市職員、林業普及指導員、林務環境事務所、森林組合等の林業経営体、県森林協会などを構成員とする検討会を開催し、活用方法を検討するものとする。

## 甲州市森林整備計画の用語解説

用 語	よみがな	解 説
<b>あ</b>		
育成単層林	いくせいたん そうりん	植栽の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層で構成されている森林。
育成複層林	いくせいふく そうりん	植栽の有無に関わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林で、択伐等により部分的に林木の一定のまとまりを伐採し、人為により複数の樹冠層で構成されている森林。
一貫作業システム	いっかんさ ぎょうしすて む	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。
植込み	うえこみ	天然更新にあたり、稚樹の発生が不良であるなど、将来の成林が期待できない場所に対して苗木を植えること。
うっ閉	うっぺい	隣接する林木の樹冠が相接してすき間が狭くなっている状態。
枝打ち	えだうち	一般的には無節の良質材を育成するため下方の枝を切り落とすことをいう。近年は、複層林における下木や、裸地化した土壌表面での植物の生育が可能となるよう陽光を与えるなど、公益的機能を確保する観点からも行われる。
枝払い	えだはらい	伐倒した樹木の枝をチェーンソーなどによって幹から切り離して丸太を仕上げ、次の玉切り作業に備えること。
<b>か</b>		
外材	がいざい	日本に輸入される木材の総称。
快適環境形成機能	かいてきかん きょうけいせ いきのう	森林の蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、飛砂の防備など、快適な生活環境を保全する機能。
皆伐	かいぼつ	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部又は大部分を伐採すること。
カシノナガキクイムシ	かしのながき くいむし	ナラ枯れの原因をつくる甲虫類の一種で、それに共生する菌によってナラ類（ミズナラ、カシワコナラ等）の木が枯死する。
架線集材	かせんしゅう ざい	主にワイヤーロープに取り付けた搬器を集材機械によって移動させて集材する方法。急傾斜地でも搬出が可能であり、林地を荒らすことが少ないなどの長所がある。
下層植生	かそうしょく せい	森林において、上層木に対する下層木、及び草本類からなる植物集団のまとまりをいう。
下層木	かそうぼく	樹冠が2段以上の層状構造をなしている森林で、上層の木に対して下層の木。
カツラマルカイガラムシ	かつらまるか いがらむし	葉枯れの原因をつくるカイガラムシ類の一種で、広葉樹林の（コナラ、ミズナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等）多樹種に寄生し、樹液の吸汁によって集団的に葉枯れを起こす。

用語	よみがな	解説
川上	かわかみ	木材（原木・素材）の流通において、山で木材を伐採し製材・加工所等（川下）に供給する側を指す。
川下	かわしも	木材（原木・素材）の流通において、山（川上）から運ばれてきた木材を製材・加工する側を指す。
緩傾斜地	かんけいしゃち	高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度未満としている。
幹材積	かんざいせき	木材の単木材積を表すもの。単位は立方メートル。
間伐	かんばつ	樹木を健全に成長させるため、森林の立木密度（混み具合）を調整するための伐採作業。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて数回行われる。
胸高直径	きょうこうちよっけい	立木材積測定方法のひとつ。成人の胸の高さの位置における樹木の直径をいう。1.2mが一般的である。
急傾斜地	きゅうけいしゃち	高性能林業機械化促進基本方針では、傾斜20度以上としている。
クローン	くろーん	挿し木などの無生殖で増やした個体群をいう。
原木	げんぼく	製材・合板・パルプなどの原材料として用いられる丸太をいう。
県有林	けんゆうりん	森林所有者の形態のひとつ。地方公共団体のうち、県が所有する森林。
公益的機能	こうえきてききのう	一般的に、森林の有する多面的機能のうち、木材の生産機能を除いた、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいう。
甲州市里山創造推進協議会	こうしゅうしさとやまそうぞうすいしんきょうぎかい	平成21年に甲州市、山梨県、地元市民、学識経験者、林業事業者等で形成された推進協議会。平成23年にこの協議会とオルビス株式会社、公益財団法人オイスカ、甲州市により「森林整備協定書」を締結し「甲州市・オルビスの森」として活動を始めた。
高性能林業機械	こうせいのうりんぎょうきかい	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業機械。実際の生産性や経済性は、地形、伐採方法、路網密度などの作業条件によって大きく左右される。フェラーバンチャ、プロセッサ、ハーベスタ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
合板	ごうはん	原木から薄くむいた「単板」の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとに直交させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。
公有林	こうゆうりん	公共団体の所有する森林。県有林、市町村有林、財産区有林などがある。国有林、私有林に対する語。
広葉樹	こうようじゆ	樹木を葉の形で分類した名称で、針葉樹に対する語。ブナ、ナラ、ケヤキなど扁平な葉をもった樹木。
国産材	こくさんざい	自国の山林から産出される木材。輸入材（外材）に対する語。
国土保全機能	こくどほぜんきのう	森林の公益的機能のひとつ。土砂崩壊防止、土砂流出防止、なだれ防止、流水防止機能等を総称した語。
国有林	こくゆうりん	森林法第2条に定める森林のうち、国が森林所有者である森林と分収林（国有林野の管理経営に関する法律で定めるもので、いわゆる官行造林等）である森林をいう。

用語	よみがな	解説
混交林	こんこうりん	性質の異なった2種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育する森林。単純林の対語。
コンテナ苗	こんてななえ	根鉢が成形された鉢付き苗で、マルチキャビティコンテナ等によって育成された苗。時期を問わず植栽できる利点がある。

さ

財産区有林	ざいさんくゆうりん	市町村及び特別区の一部で、財産を所有する特別地方公共団体をいう。
材積	ざいせき	立木または造林された丸太、さらに製材された木材の体積をいう。立木では枝条を含むときと樹幹だけの場合がある。単位は立方メートル、石がある。
作業システム	さぎょうしすてむ	伐採作業や育林作業における各工程の作業仕組（機械等の組合せ）をさす。伐出（伐採搬出）作業においては、集材距離、傾斜の度合、伐採作業現場の大きさ、集中・分散の度合によって変わる。
作業路	さぎょうろ	造林、素材生産等森林施業を林道と一体となって効率的に行うために、一時的に設置する道路をいう。
里山林	さとやまりん	集落や農地の周辺にあつて、薪炭材や肥料となる落葉など、生活に密着した資材を継続的に供給してきた森林。
山地災害防止機能	さんちさいがいぼうしきのう	自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能。
地ごしらえ	じごしらえ	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。
枝条	しじょう	樹木の幹以外の地上部分をいう。
下刈り	したがり	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を刈り払う作業。
市町村森林整備計画	しちょうそんしんりんせいびけいかく	森林法第10条の5に基づき、市町村が計画的かつ長期的視点にたつて、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画。
指導林家	しどうりんか	率先して近代的林業経営に取組み、高度な知識、技術と実践力及び熱意を持ち、地域の林業振興に貢献している林業経営者を指導林家として認定している。
集材	しゅうざい	立木を伐採した後、林地に散在する伐倒木や丸太を運材に便利な地点（林道・土場）まで集めること。
集材機	しゅうざいき	原動機、動力伝達装置、ドラムなどを備え、鋼索を使って林間に散在する伐倒木を集める機械。
収量比数	しゅうりょうひすう	森林の立木の込み具合を表す指標であり、ある平均樹高の時、その林分がもてる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率をいう。
私有林	しゅうりん	森林の所有区分のひとつ。個人、会社・社寺などの法人、各種団体・組合などで所有する森林。
樹下植栽	じゅかしょくさい	複層林などを造成するために、林間に樹木を植栽すること。
樹冠	じゅかん	樹木の葉と枝の集まりをいう。クローネともいう。
樹高	じゅこう	樹木の地上部の高さをいう。

用語	よみがな	解説
樹種	じゅしゅ	樹木の種類。スギ、アカマツ、ブナ、ナラなど。
樹根	じゅこん	樹木の根（地下）の部分进行。
主伐	しゅぼつ	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり「更新」（伐採後、次の世代の樹木を育成すること）を伴う伐採である。
樹齡	じゅれい	樹木の種子が芽生えてから経過した年数。林齡ともいう。
植栽	しょくさい	苗木を植えること。
除伐	じよぼつ	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数年間、数回行われる。
針広混交林	しんこうこんこうりん	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林
薪炭材	しんたんざい	まき（薪）や炭（木炭）などの燃料用に使われる木材
人工造林	じんこうぞうりん	苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。
人工林	じんこうりん	人工造林等の人為を加えて成立した森林をいう。
人工林率	じんこうりんりつ	森林のうち、人工林の占める割合を指す。
針葉樹	しんようじゅ	樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語。スギ、マツ類など、細くとがった葉をもった樹木。
森林	しんりん	森林法第2条で、「1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、「2 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準じる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く、と定められている。
森林環境税	しんりんかんきょうぜい	平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定（平成27年9月に国連サミットで採択）の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の削減の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして創設されたもの。個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収することになっている。課税時期は令和6年度に設定されている。
森林環境譲与税	しんりんかんきょうじょうよぜい	森林整備等の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度の導入に合わせて令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与され、森林整備等に活用されている。。
森林組合	しんりんくみあい	森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

用語	よみがな	解説
森林経営管理制度	しんりんけい えいかんりせ いど	平成30年5月25日に成立した森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく制度。適切な森林管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営体や市町村に委ね、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目的とする。
森林経営計画	しんりんけい えいけいかく	森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。
森林GIS（地理情報システム）	しんりんじー あいえす	森林の位置・形状等の図面（地図）情報と、林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報（属性情報）を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図や帳票等を出力することができるコンピューターシステム。
森林所有者	しんりんしょ ゆうしゃ	森林法第2条第2項で、権限に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
森林施業	しんりんせ ぎょう	目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為。
森林総合監理士	しんりんそう ごうかんりし	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する者。
森林病虫害	しんりんびょう うがいちゅう	森林を形成する樹木を侵す有害菌や有害昆虫の総称。松くい虫やナラ枯れなどが含まれる。
森林保健施設	しんりんほけ んしせつ	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号の規定により森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設。休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設等がある。
水源かん養機能	すいげんかん ようきのう	水資源を保持し、湧水を緩和するとともに、洪水流量等を調整する機能。
スイングヤーダ	スイングヤー ダ	主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用する林業機械。
スキッダ	すきっだ	木材を引きずって運ぶための集材用の林業機械。
筋置き	すじおき	筋地拵え等において、刈り払ったものなどを列状に置くこと。
精英樹	せいえいじゅ	同じ土壌条件の地域に生育する同種・同齢木に比べて、形質ともに特に優れた成長をしている樹木をいう。
生活環境保全機能	せいかつかん きょうほぜん きのう	生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。
生産森林組合	せいさんしん りんくみあい	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合は、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。

用語	よみがな	解説
生態系	せいたいけい	ある地域の生物の群集とそれらに関する無機的環境をひとまとめにし、物質循環、エネルギー流などに注目して機能系としてとらえたもの。
成長量	せいちょうりょう	一定期間の間に立木が成長した量で、森林計画では1年間の成長量 (m <sup>3</sup> /年) をいう。
生物多様性	せいぶつたようせい	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生物多様性条約においては、「生物の多様性」とは、全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとしている。
世界農林業センサス	せかいのうりんぎょうせんさす	我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施している調査。2000年まで10年に一度実施してきたが、その後5年に一度の実施となっている。
施業実施協定	せぎょうじっしきょうてい	森林法第10条の11の8の規定に基づくもので、森林所有者や特定非営利活動法人等(NPO)が、市町村長の認定を受けて、共同で森林施業を行うための取り決めを行う制度。
施業体系	せぎょうたいけい	森林の有する各機能を発揮するため、森林の造成、維持する方法を体系化したもの。
線形	せんけい	林道や作業道の路線の平面的、縦断的な形をいう。
造林	ぞうりん	林地に森林を仕立てること。造林の方法には人工造林と天然更新がある。
素材生産	そざいせいさんぎょうしゃ	立木を伐採、搬出し、丸太(素材)の生産を行うこと。

## た

択伐	たくばつ	主伐の一種で、森林内の成熟木を数年～十数年ごとに計画的に伐採(抜き切り)すること。伐採により森林の状態が大きく変化せず、持続的な森林経営ができる。
択伐率	たくばつりつ	択伐を行う割合を100分率で表したもの。一般には本数や材積を基準にする。
玉切り	たまぎり	立木を伐倒して枝払いが済んだ後、樹幹の大小、曲がり、節、腐れなどの欠点を見極めて、用途に応じて定められた長さに切断して丸太にすること。
タワーヤーダ	たわーやーだ	元柱になる鉄柱と集材装置を装備した移動式の集材機(林業機械)。
地位	ちい	林地の材積生産力を示す指標で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。
地域森林計画	ちいきしんりんけいかく	森林法第5条第1項の規定に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区内の民有林を対象に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村森林整備計画における森林施業の指針となるものである。
蓄積	ちくせき	森林の現存量、材積をいう。
地質	ちしつ	地殻を構成する物質。その種類、性質または状態をさすことが多い。大部分は岩石であるが、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌も含まれる。
稚樹	ちじゅ	天然生の小さい樹木のこと。苗畑では苗木という。

用語	よみがな	解説
長伐期施業	ちょうばつきせぎょう	主に用材林の生産を目的に長伐期（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢以上）で、一斉にある程度まとまった面積を伐採し、その跡地は、植栽又はぼう芽による更新を期待して行われる施業体系（作業種）の一つ。
つる切り	つるきり	保育作業のひとつで、造林木に巻きつく「つる類」を取り除く作業。
天然更新	てんねんこうしん	人とかかわりは補助手段として、主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいう。種子が自然に落下し、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合などがある。
天然更新補助作業	てんねんこうしんほじょさぎょう	天然更新を促すため、下刈り、枝条整理やかき起こし等の地表処理を行うこと。
天然生林	てんねんせいりん	主として天然力の活用により成林させ維持する森林。
特用林産物	とくようりんさんぶつ	森林原野の産物（林産物）のうち、木材を除いた品目をいう。薪、木炭、きのこ、山菜、樹皮、ウルシなどの樹液、工芸材料、繊維、樹脂などがある。
土場	どば	丸太の輸送、保管の必要から伐採現場の近いところに設けた一時的または長期に利用する丸太の集積場。林道に併設されているもの、伐採期間のみ機能させるものがある。
鳥居焼き	とりいやき	甲州市勝沼町勝沼地区の柏尾山の山腹に鳥居の形の遺構があります。江戸時代に鳥居の形に火を灯し柏尾大善寺の盆の送り火として受け継がれ、昭和初年からぶどう祭りにおいて収穫を祝う記念行事として毎年実施されています。

## な

苗木	なえぎ	移植または林地に植栽する小さい木のこと。
----	-----	----------------------

## は

伐区	ばっく	もともと伐採（主伐）が行われる区域をさすが、造林から育林、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられる。
伐採	ばっさい	山などから木を切り出すこと。
伐採跡地	ばっさいあとち	林木が伐期に達し、伐採（皆伐や傘伐（さんばつ））した跡地のこと。
伐倒	ばっとう	立木を伐り倒すこと。伐採、伐木ともいう。
伐倒駆除	ばっとうくじょ	森林病虫害の防除のため、枯死または弱った樹木を伐倒して、焼却や薬剤散布等の処理を行うこと。
ハーベスタ	はーべすた	立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。
標準伐期齢	ひょうじゅんばっきれい	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐期齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定めた年齢。保安林の指定施業要件の基準に用いられている。

用語	よみがな	解説
病虫害	びょうがい ちゅう	有害菌や有害昆虫の総称。（＝森林病虫害）
フォワーダ	ふおわーだ	荷台に木材を積載して、集材する林業機械。
複層林	ふくそうりん	林冠構成が複数状態をしている森林を総称して、複層林という。二層のものを二段林、三層のものを三段林という。択伐林は複層林となる。
不在村	ふざいそん	自分の森林の所在する市町村の区域に居住していないこと。
プロセッサ	ぷろせっさ	全木（枝付きの伐倒木）の枝払い、玉切り、集積の一連の工程を行う林業機械。
ペレット	ペれっと	間伐材や林地残材、製材端材、建築残材や果樹剪定枝など木材を破砕し、木粉状にしたうえ加圧生成により粒状に加工した固形燃料。
保安施設地区	ほあんしせつ ちく	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定によりその事業地や周辺の森林等を指定した地区。この地区は、事業完了後一定期間経過すると保安林に転換される。
保安林	ほあんりん	水源かん養林、土砂の流出等の防備、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保存等のため、森林法第25条に基づいて農林水産大臣又は知事が指定した森林。森林の施業に一定の制限が課せられる。
保育	ほいく	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。
ぼう芽	ぼうが	立木を伐採した後に切り株から発生する芽をぼう芽という。
ぼう芽更新	ぼうがこうし ん	立木を伐採した後に切り株から発生したぼう芽を成長させて林を更新する方法。こなら、くぬぎなどぼう芽力の強い広葉樹に対して行われる。ぼう芽更新は、薪炭林などで行われる。
保健機能森林	ほけんきのう しんりん	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合に、森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画でその区域が特定されている森林。
保健文化機能	ほけんぶんか きのう	森林浴やハイキングなど身近に自然とふれあう場としての機能（保健・レクリエーション機能）、史跡・名勝における森林の美的景観及び森林環境教育等体験学習の場としての機能（文化機能）、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する場としての機能（生物多様性保全機能）等の総称。
母樹	ぼじゅ	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。母樹の集団を母樹林という。

## ま

松くい虫	まつくいむし	森林病虫害のひとつで、アカマツやクロマツに寄生してその樹皮下及び材部を食害し、枯死させる昆虫の総称。特にマツノマダラカマキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによる被害を指すことが多い。
密度管理	みつどかんり	林木の密度と材積成長との間に定量的な関係があることを利用して、林分を管理すること。

用語	よみがな	解説
民有林	みんゆうりん	森林法第2条に定める森林のうち、国有林以外の森林をいう。民有林は、①個人、会社・社寺など法人が所有する私有林、②県、市町村・財産区などで所有する公有林、③森林整備センターが管理する森林に区分される。
無節	むぶし	製材品の材面に節のないこと。
無立木地	むりゆうぼくち	一般に、樹木が生林していない林地をいう。伐採跡地と未立木地の総称。
木育	もくいく	木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学ぶこと。
木材市場	もくざいしじょう	木材の売買取引を行う市場。
木材等生産機能	もくざいとうせいさんきのう	木材等の森林で生産される資源を培養する機能。
木質バイオマス	もくしつばいおます	バイオとは生物、マスは量を表し、生物体総量をいう。このうち、森林から出る用材、間伐材、隣地残材、あるいは輸入木材などを木質バイオマスという。

## や

雪起し	ゆきおこし	融雪後、倒伏して傾斜したまま立ち直らない林木を、縄やテープで傾斜上部から引き起こし固定する作業。
ユネスコエコパーク	ゆねすこえこぱーく	ユネスコエコパーク（文科省HPより引用） ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）は、生物多様性の保護を目的に、ユネスコ人間と生物圏計画の一環として1976年に開始された、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のこと。 甲州市の一部は甲武信ユネスコエコパークの核心地域として認定されている。

## ら

立木	りゆうぼく	一般に、土地に生育する個々の樹木をさす。
林家	りんか	世界農林業センサスにおいて、所有林又は所有山林以外の保有山林が1ha以上の世帯をいう。
林業	りんぎょう	土地（林地）の上に林産物の蓄積を図り、不動産として林道、動産としての流動資産、資本財としての機械器具などの生産手段を用いて商品としての林産物（木材やきのこなど）を生産する産業。
林業機械	りんぎょうきかい	伐採や造材、搬出を行うための林業専用の機械をいう。チェーンソーや刈り払い機のほか、高性能林業機械が開発されている。
林業経営体	りんぎょうけいえいたい	森林所有者からの受託又は請負等により、森林の造成・育成や木材の生産を行う事業体の総称。森林組合、造林業者、素材生産者等をいう。
林業専用道	りんぎょうせんようどう	主として森林施業用の車両の走行を想定する道。普通自動車（10t積程度のトラック）及び大型ホイールタイプのフォワーダの走行を想定し、森林施業のための特定の人を利用する必要最低限の構造を持ち、林道台帳により管理されているもの。

用語	よみがな	解説
林業研究グループ	りんぎょうけんきゅうぐるーぷ	林業経営の改善及び林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者などを中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業などを行うグループ。略して「林研グループ」という。
林業士	りんぎょうし	山梨県では、地域林業の活性化を図るため、地域の中核的指導者として活動できる人を林業士として認定している。地域の模範となる林業経営の実践、林業後継者の育成や県民を対象とした森林環境学習など多様な活動をしている。
林業普及指導員	りんぎょうふきゅうしどういん	森林法第187条に定められる職員で、専門事項に関する調査研究、林業に関する技術及び知識の普及、森林の施業に関する指導を行う。
林産物	りんさんぶつ	林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、きのこ、ウルシなどの特用林産物がある。
林道	りんどう	木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するため森林内に開設された道路の総称。行政では、林道規程に適合し、林道台帳に登載されているものを指す。
林道網	りんどうもう	森林内の道路で構成される路網のうち、網の目状に敷設され形成される林道の路網を指す。
林内照度	りんないしょうど	林内の明るさの度合いのことをいう。
林内相対照度	りんないそうたいしょうど	林内の明るさの、裸地での明るさに対する比。一般には、照度計を用いて測定する。
林班	りんぱん	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。沢筋・尾根筋・河川などの自然地形などで区分けする。
林分	りんぶん	林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。例えば、樹種、樹齡、林木の直径などが揃っているなどで、林業経営上の単位として扱われる。
林木	りんぼく	林分を構成している樹木をいう。
林野	りんや	森林と森林以外の草生地とを合わせたもの。また、不動産登記法上の分類では、山林と原野を加えたもの。
林齡	りんれい	森林の年齢。森林が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年数をさす。
齡級	れいきゅう	林齡を5年ごとの幅でくくったもの。林齡1～5年をⅠ齡級、6～10年生をⅡ齡級、以下5年刻みでⅢ齡級、Ⅳ齡級・・・という。
路網	ろもう	森林内における林業用道路が網の目状に敷設、形成されている状況。林道や作業道のほか、一般道路（国道・県道・市町村道等）を加えた道路全体を指す。
路網密度	ろもうみつど	森林の単位面積当たりの路網の延長（m/ha）で表される。

## 付 属 参 考 資 料

付属資料

1 市町村森林整備計画概要図  
別添のとおり

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上			不詳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	33,925	16,268	17,657	4,428	2,310	2,118	4,312	2,130	2,182	5,701	2,857	2,844	9,522	4,759	4,763	9,962	4,212	5,750			
	平成27年	31,375	15,048	16,327	3,699	1,906	1,793	3,723	1,917	1,806	4,819	2,408	2,411	8,632	4,237	4,395	10,502	4,580	5,922			
	令和2年	29,237	14,068	15,169	3,032	1,554	1,478	3,409	1,756	1,653	3,911	1,945	1,966	8,120	4,036	4,084	10,717	4,743	5,974	48	34	14
構成比 (%)	平成22年	100.00	47.96	52.04	11.79	6.07	5.71	11.87	6.11	5.76	15.36	7.67	7.68	27.51	13.50	14.01	33.47	14.60	18.87			
	平成27年	100.00	47.96	52.04	11.79	6.07	5.71	11.87	6.11	5.76	15.36	7.67	7.68	27.51	13.50	14.01	33.47	14.60	18.87			
	令和2年	99.84	48.12	51.88	10.37	5.32	5.06	11.66	6.01	5.65	13.38	6.65	6.72	27.77	13.80	13.97	36.66	16.22	20.43	0.16	0.12	0.05

(注) 1. 資料は国勢調査とする。  
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。  
3. 総数の計の( )内には隔年次の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業			
実数 (人)	平成17年	19,652	4,727	63	0	4,790	4,396	-	9,853	613
	平成22年	17,914	4,086	69	0	4,155	3,544	-	9,816	399
	平成27年	16,744	3,884	65	0	3,949	3,125	-	9,521	149
構成比 (%)	平成17年	100.00	24.05	0.32	0.00	24.37	22.37	-	50.14	3.12
	平成22年	100.00	22.81	0.39	0.00	23.19	19.78	-	54.80	2.23
	平成27年	100.00	23.20	0.39	0.00	23.58	18.66	-	56.86	0.89

(注) 1. 資料は国勢調査とする。  
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積								草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地				計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園	その他						
実数 (ha)	平成22年	26,401	1,615	12	44	1,559	1,559	-	-	-	21,142	21,142	0	3,644	
	平成27年	26,411	1,541	9	38	1,494	1,494	-	-	-	21,148	21,148	0	3,722	
	令和2年度	26,411	1,541	5	32	1,372	1,372	-	-	-	21,108	21,108	0	3,762	
構成比 (%)		100.0	5.8	0.0	0.1	5.2	5.2	0.0	0.0	0.0	79.9	79.9	0.0	14.2	

(注) 1. 資料は農林業センサスによる。  
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。  
3. 「林野面積」について調査が行われていない年次については空欄とする。  
4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放草地」の計を記入する。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。  
5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

### (3) 森林転用面積

年次	総数 ha	工場・事業場 用地 ha	住宅・別荘地 用地 ha	ゴルフ場・ レジャー用地 ha	農用地 ha	公共用地 ha	その他 ha
平成30年	0.61	-	-	-	-	-	0.61
令和元年	0.43	-	-	-	-	-	0.43
令和2年度	0.82	-	-	-	-	-	0.82

- (注) 1. 資料は山梨県森林整備課業務報告資料、林地開発許可(連絡調整含む)の集計による。  
2. 年次は最近3回の調査年次とする。

### (4) 森林資源の現況等

#### ① 保有者形態別森林面積

(令和3年12月現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha		
総数	21,105.14	100.00	19,908.97	10,579.04	9,329.93	50.13	
国有林	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
公有林	計	16,738.18	79.31	15,642.37	9,396.51	6,245.86	56.14
	都道府県有林	16,028.92	75.95	16,028.97	8,938.65	6,003.12	55.77
	市町村有林	514.87	2.44	514.87	293.91	212.46	57.08
	財産区有林	194.39	0.92	194.39	163.95	30.28	84.34
私有林	4,366.96	20.69	4,366.96	1,182.53	3,084.07	27.08	

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書をもとに推計し記入する。  
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地は「都道府県有林」欄に( )書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有するものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校有林は市町村有林とする。  
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

#### ② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和55年	4,922	4,432	490	329	161
	平成2年	4,688	3,809	879	241	638
	平成12年	4,302	3,275	1,027	292	735
構成比 (%)	昭和55年	100.0	90.0	10.0	(67.1) 6.7	(32.9) 3.3
	平成2年	100.0	81.3	18.8	(27.4) 5.1	(72.6) 13.6
	平成12年	100.0	76.1	23.9	(28.4) 6.8	(71.6) 17.1

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。  
2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。  
3. 構成比( )は、不在(市町村)者の森林所有面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

区分		齢級別	総数	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級以上	
民有林	民有林計		19,909.02	48.61	72.44	69.07	106.36	417.78	332.32	619.96	898.39	990.99	1,286.53	15,066.52	
	人工林計		10,579.08	48.61	71.24	47.37	106.36	390.44	315.89	500.86	855.08	931.43	1,199.37	6,112.38	
	主要樹種別面積	スギ		218.05					2.81	1.42	1.58	11.29	20.52	6.12	174.31
		ヒノキ		3,932.00	5.43	32.35	40.30	85.48	313.78	257.88	371.02	527.50	496.70	464.85	1,336.71
		アカマツ		1,291.14					4.77			2.80	44.57	160.38	1,078.62
		カラマツ		4,389.46	39.34	27.87		5.99	18.01	21.15	109.40	271.14	309.56	504.85	3,082.14
		モミ・シラベ		326.70					6.81	10.87	7.05	28.90	52.19	52.62	168.26
		その他針		12.54					3.46						9.08
		クヌギ・ナラ類		30.31	3.84	8.87	3.49	0.72	1.59	2.89		0.52			8.39
		その他広		378.84		2.15	3.58	14.17	39.21	21.68	11.81	12.93	7.89	10.55	254.87
天然林計		9,329.94		1.20	21.70		27.34	16.43	119.10	43.31	59.56	87.16	8,954.14		

④ 保有山林面積規模別林業経営体数

面積規模	林業経営体数	(2020年農林業センサス)					
		5～10ha	1	30～50ha	0	500ha以上	0
保有山林なし	3						
3ha未満	1	10～20ha	2	50～100ha	1	総数	8
3～5ha	0	20～30ha	0	100～500ha	0		

(注) 資料は農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延長(Km)	備 考
基幹路網	40	141.7	
うち林業専用道	5	9.6	

(注) 資料は令和2年度末現在 出典:山梨県森林整備課・治山林道課業務資料

(イ) 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延長(Km)	備 考
基幹路網	35	14.7	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
別冊のとおり		

(注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。

2. 森林の所在は林小班により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位:百万円)

総生産額(A)		87,507
内訳	第1次産業	6,974
	うち林業(B)	138
	第2次産業	22,295
	うち木材・木製品製造業(C)	0
第3次産業		57,827
(B+C)/A (%)		0.16

(注) 都道府県別産業別総生産額は内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。

これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(令和元年現在)

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	74	1,635	577,890
うち木材・木製品製造業(B)	2	25	—
B/A (%)	2.70	1.53	—

(注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森 林 組 合	1	8	5	峡東森林組合
素 材 生 産	6	44	38	
木材・木製品製造業 (家具を除く)	7	不明	不明	
合 計	14	52	43	

- (注) 1. 森林組合就業者数は、令和3年3月末データにより臨時雇用者を含む。  
 2. 上記以外の就業者数は、令和3年3月末データによる。  
 3. 森林組合は、所在地にかかわらず担当する市町村において計上してある。

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
索 道							
集 材 機	7		2	5			
モノケール							
リモコンウィンチ	4			4			
自 走 式 搬 器							
モノレール	1			1			
運 材 車	4			4			
ホイールトラクタ							
クローラトラクタ							
フォークリフト	1		1				
フォークローダ							
グラップルクレーン	1			1			
グ ラ ッ プ ル	9			9			
トラクタショベル	3			3			
ショベル系掘削機械	7			7			
チェーンソー	69		5	64			
チェーンソーリモコン装置							
刈 払 機	56		4	52			
植 穴 堀 機	2		1	1			
動 力 枝 打 機	6			6			
ト ラ ッ ク							
苗畑用トラクタ							
計	170		13	157			
フェラバンチャー							
スキ ッ ダ							
プ ロ セ ッ サ	1			1			
ハ ー ベ ス タ	2			2			
フ オ ワ ー ダ	1			1			
タ ワ ー ヤ ー ダ							
ス イ ン グ ヤ ー ダ	3			3			
その他高性能林業機械							

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。  
 2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		まいたけ	木炭(白・黒)	木酢液
				生	乾			
生産量	kg 不明	m3 不明	千本 168	kg 10,000	kg 25	kg 7,800	kg 1,200	L 40
生産額(百万円)				-	-			

(注) 1. 最近1年間の生産について記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況(面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理権実施権の設定
塩山中萩原R2第1号	甲州市塩山中萩原字滝ノ沢3411	0.50ha ヒノキ・41年、その他広・57年	無
塩山中萩原R2第2号	甲州市塩山中萩原字滝ノ沢 3410-1、3414	3410-1:0.37ha、ヒノキ・24～46年、その他広・14年 3414 :0.69ha、ヒノキ・38年、その他広・62年	無
塩山R3第1号	甲州市勝沼町中原字野ヶ沢 5465、5466	5465:1.29ha、ヒノキ・50年 5466:0.98ha、ヒノキ・50年	無
塩山R3第2号	甲州市勝沼町中原字野ヶ沢5462 甲州市勝沼町菱山字烏帽子形日向 5397-8	5462 :1.14ha、ヒノキ・50年 5397-8:0.27ha、ヒノキ・50年	無

(11) その他必要なもの

なし

